

## 行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）

平成 16 年 11 月 12 日  
各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定

情報通信技術を用い、行政機関の諸活動に関する透明性を高め、開かれた行政の実現を図るとともに、行政情報を有効活用し国民、企業等の社会・経済活動に有益な情報資源の充実に資する観点から、行政機関に蓄積されている行政情報を電子的手段により提供することを積極的に推進することとする。

このため、各府省は、以下の指針に沿って、行政情報の電子的提供に関する措置を実施する。

## 電子的に提供する情報の内容

## 1 行政の諸活動に関する情報

以下の情報については、他の国民、企業等第三者に不利益が生じ又は行政活動に重大な支障が生じるおそれがある場合等を除き、積極的に提供することとする。特に、広報・報道関係資料については、公表内容の一層の充実に図り、電子的にも提供を行うとともに、大臣等の記者会見の状況についても電子的な公表を図ることとする。また、外国語による情報提供についても、要望等を踏まえ積極的な対応に努める。

## (1) 行政組織、制度等に関する基礎的な情報

## 所管行政の概要

内部部局、審議会等、施設等機関、特別の機関、地方支分部局の内部組織、任務、担当する主要な事務又は事業、所在地、幹部の氏名、電話番号・ファクシミリ番号等（可能な限り課等の単位まで提供することとする。）

所管の独立行政法人、特殊法人及び認可法人（以下「所管法人」という。）並びに国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）についても上記に準ずる。所管の公益法人については、「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」（平成 13 年 8 月 28 日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申し合せ）に基づき提供することとなっている情報。所管の特別の法律により設立される民間法人については、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成 14 年 4 月 26 日閣議決定）に基づき提供することとされている情報。

所管する法令（法律、政令、勅令、府令、省令、規則）、告示・通達（法令

等の解釈、運用の指針等に関するもの)その他国民生活や企業活動に関連する通知等(行政機関相互に取り交わす文書を含む。)の一覧及び全文(法令の全文については、法令データ提供システムの活用を図ることとする。)

国会に提出した法律案の全文、概要その他分かりやすい資料

新規制定又は改正した法令の全文、概要その他分かりやすい資料

## (2) 行政活動の現状等に関する情報

主要な施策、事業等に関する基本的な方針、計画等及びその背景、事業の成果・実績又は進捗よく状況、事業費等に関する情報

審議会、研究会等の答申又は報告書等、審議経過、議事録又は議事要旨、その他会議に提出された資料等

統計資料その他の公表資料(可能な限り詳細なデータをデータベース等で提供する。)

白書、年次報告書等

規制の設定又は改廃に係る意見提出手続(パブリックコメント手続)その他特定の政策等に係る意見募集に関する情報(「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(平成11年3月23日閣議決定。平成12年12月26日一部改正)に基づき提供することとされている情報。)

法令適用事前確認手続に関する情報(「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」(平成13年3月27日閣議決定。平成16年3月19日一部改正)に基づき提供することとされている情報。)

申請・届出等の手続案内情報

調達情報(「バーチャル・エージェンシーの検討結果を踏まえた今後の取組について」(平成11年12月28日高度情報通信社会推進本部決定)及び「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成14年3月29日情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承。平成16年3月30日最終改定)に基づき提供することとされている情報。)

## (3) 予算及び決算に関する情報

国会提出後又は成立後の予算及び決算に関する情報

## (4) 評価等に関する情報

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」により公表することとされている政策評価に関する情報

各府省の所管行政に対して行われた総務省行政評価局による行政評価等の実施結果、会計検査院による検査の実施結果等の情報

## 2 社会的な有効活用に資する情報

各府省がそれぞれの行政目的を達成するため、収集、蓄積している電子情報（データベースを含む。）のうち、国民、企業等からの利用の要望が多い情報又は健全な社会・経済活動に有益な情報については、他の国民、企業等第三者に不利益が生じ又は行政活動に重大な支障が生じるおそれがある場合等を除き、積極的に提供することとする。

## 3 法令により公表等が義務付けられている情報

告示、通達、公示、公告、閲覧、縦覧等の方法により、法令において公表等が義務付けられている情報については、原則として、現行の公表等の手段に加え電子的手段でも提供する。

## 4 その他

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づき開示した情報及び当該情報と同様の取扱いが可能と考えられる同種の情報で、反復継続的に開示請求が見込まれるものについては、国民等からの意見・要望等を踏まえ、事務負担の軽減の観点から、電子化に伴う経費等をも勘案しつつ積極的に電子的提供を図る。

電子的提供に関する留意事項等

### 1 ホームページ等の活用

- (1) 国民等一般に対し広く提供する情報の電子的提供は、原則として、ホームページに掲載することにより行うこととし、複数のホームページ、データベースにより提供する場合においても、国民等の利便性を確保する観点から、各府省ごとに1つのホームページから容易に閲覧できるようにする。また、所管法人、国立大学法人等並びに所管の公益法人及び特別の法律により設立される民間法人のホームページについても、各府省のホームページから分かりやすく案内する。
- (2) 特定の利用者に対する情報提供の場合やホームページやデータベースによる提供が適当ではないと判断される場合については、利用者の範囲、利用頻度、提供に係る経費等を勘案し手段・媒体を決定する。
- (3) 別紙1に掲げる情報については、各府省のホームページ上に共通のカテゴリー（掲載項目）を設け提供する。

## 2 時宜を得た情報提供と提供内容の最新化

- (1) 時宜を得た電子的提供を行うとともに、ホームページ等の掲載情報の内容については最新の状態を維持管理することとする。また、報道発表資料やその他国民等に速やかに提供することが重要な情報は、原則として、公表日等に提供するよう努め、それが困難な場合においても、公表日等に直近のホームページに掲載可能な日の提供に努める。
- (2) 法令により公表等が義務付けられている情報については、可能な限り現行手段の公表等の時期に合わせて提供することとする。

## 3 提供情報のわかりやすさと利便性の向上等

- (1) 高齢者・障害者にも利用しやすいものとするため、ウェブコンテンツ（掲載情報）に関する日本工業規格（JIS X 8341-3）を踏まえ、各府省は、コンテンツを同規格に沿ったものとするため、必要な修正及び作成を行う。
- (2) 政府全体として統一性があり、分かりやすい情報の提供を行うため、別紙1に掲げる共通のカテゴリー（掲載項目）の表示位置は、各府省の本省庁ホームページのトップページの画面の右側とする。ただし、音声読み上げ等の利用に配慮して、ページの最初に共通のカテゴリー（掲載項目）へ直接進める機能を設けるものとする。
- (3) 各府省のホームページの掲載情報については、既存のデータベースや行政文書の内容情報をそのまま掲載することがより適当な場合等を除き、平易かつ簡潔で要を得た用語及び文章を用いる。キーワード（検索用語）に想定される単語について俗称が一般的となっている場合、一般的に用いられている単語と正式な呼称を併記することや、外国国名について一般的に広く用いられている国名表記（原則として、「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」による表記）を使用することなどにより、国民等が掲載情報を容易に検索できるよう努める。

また、できるだけ図・表・写真・音声・動画等を利用する等分かりやすい表現方法、画面構成を用いる。

- (4) 各府省は、これまで共通的に整備してきたクリアリング（所在案内）システム、白書等データベース及び告示、通達等データベースについて、個別のデータベースによる提供方法から、<sup>エイチティーエムエル</sup> HTML（<sup>ハイパー</sup>Hyper <sup>テキスト</sup>Text <sup>マークアップ</sup>Markup <sup>ラングエー</sup>Language）形式等でホームページに掲載し、ホームページ検索を利用して検索ができる方法に切り替えるなど、より適切かつ効率的な提供手段を用いる。

また、大量のデータを提供する場合は、可能な限りデータベース化し容易に検索できるようにする。

(5) 各府省のホームページについては、サイトマップ（掲載事項一覧）により掲載情報を迅速に閲覧できるようにする。

また、必要に応じ、希望者に対し掲載情報の更新情報を電子メールで配信する機能を整備する。

(6) 各府省のホームページには、掲載情報の取扱い、内容等の問い合わせ先に関する別紙 2 の表示事項を掲載する。

また、ホームページに掲載する広報・報道関係資料についても、その内容に関する問い合わせ先を明記する。

#### 4 情報セキュリティ等の確保

行政情報を電子的に提供するに当たって、各府省は情報セキュリティポリシーに基づいた提供情報の改ざん防止措置を講ずる等所要の情報セキュリティ対策を実施する。

特に、法令により公表等が義務付けられている情報のうち、国民等の権利、利益等に関連し、高い真実性又は信頼性を保持する必要があるものについては、それに対応した情報セキュリティ対策を実施する。

#### 5 国民等との間における双方向の情報流通の確保

(1) 各府省のホームページ及び電子政府の総合窓口（以下「<sup>イ・ガブ</sup>e-Gov」という。）に設けられている、国民等からの提供情報を受け付ける窓口を活用して、所管行政に関する意見・要望等の収集を図る。重要な提供情報や頻度の高い質問等に対しては、各府省の考え方、対応等について説明する欄を設ける。

(2) 主要な施策、事業等の創設、変更等に関する情報を掲載する場合には、それぞれ意見・要望等の受付欄を設ける。

(3) 各府省のホームページ及び<sup>イ・ガブ</sup>e-Govに他府省又は個別府省の所管行政に関する意見・要望等があった場合は、当該意見・要望等に係る所管府省が特定できるものについては、府省間の連携に努める。

#### 6 電子的提供に伴う料金

指針に沿った電子的提供は、行政の透明性向上や行政情報の有効活用の観点からの行政施策として行うものであることから、国民等一般に対して提供する情報については、原則として無料で提供するものとする。

ただし、情報を利用することにより利益を受ける者が特定の者に限られ、電子的提供に係る経費として相当の額を要する場合には、原則として提供に係る経費の実費を利用者負担とする。

#### 行政情報の一元的、総合的な提供

インターネットによる政府の情報提供の一元的、総合的な窓口（ポータルサイト）として、以下の機能を持った<sup>イ・ガブ</sup>e-Govについて、各府省との密接な連携・協力の下、最新かつ網羅的な情報提供に努めるとともに、国民等がより一層迅速かつ容易に情報を閲覧できるよう、検索・案内機能、提供情報等の充実を図る。

#### 各府省のホームページから提供される情報の横断的検索

申請・届出等の手続案内情報の一元的提供（就職、結婚などライフイベント別案内等）及び検索

組織・制度の概要及びパブリックコメントに関する情報の一元的提供

別紙1に掲げる共通のカテゴリー（掲載項目）を設け提供する情報のカテゴリー別案内

各府省のホームページ、個別行政分野データベース等の総合的案内

行政文書ファイル管理簿（各府省において、データ、内容等の更新に努める）の横断的検索等

また、所管法人及び国立大学法人等についても、ホームページや「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づきホームページ等により提供する情報等について、横断的検索又は総合的案内を行う。

#### その他

本指針は、情報通信技術の動向、国民等からの意見・要望等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

## 各府省のホームページ上に共通のカテゴリーを設け提供する情報

区分	共通のカテゴリー	提供内容
行政組織、制度等に関する基礎的な情報	組織・制度の概要 ( )	内部部局、審議会等、施設等機関、特別の機関及び地方支分部局の内部組織、任務、担当する主要な事務又は事業 所在案内図(電話番号・府省メールアドレスを含む)  所管行政の概要 幹部職員名簿、可能な限り課等の単位までの電話番号・ファクシミリ番号
	所管の法人	所管法人及び国立大学法人等(可能な限り「組織・制度の概要」に準じた情報)、公益法人及び特別の法律により設立される民間法人に関する情報
	所管の法令、告示・通達等	所管法令の一覧及び全文 所管の告示・通達(法令等の解釈、運用の指針等に関するもの)その他国民生活や企業活動に関連する通知等(行政機関相互に取り交わす文書を含む。)の一覧及び全文 新規に制定された法令の全文、概要その他分かりやすい資料 改正された法令の全文、改正の概要その他分かりやすい資料
	国会提出法案	国会に提出した法律案の全文、概要その他分かりやすい資料
	行政活動の現状等に関する情報	審議会、研究会等
	統計調査結果	統計資料その他の公表資料
	白書、年次報告書等	白書等の全文及び要旨
	パブリックコメント( )	規制の設定又は改廃に係る意見提出手続(平成11年3月23日閣議決定。平成12年12月26日一部改正)に基づく掲載
	法令適用事前確認手続	行政機関による法令適用事前確認手続の導入について(平成13年3月27日閣議決定。平成16年3月19日一部改正)に基づく掲載
	申請・届出等の手続案内( )	手続案内 様式、記入方法及び記入例 審査基準、標準処理期間等
	調達情報	バーチャル・エージェンシーの検討結果を踏まえた今後の取組について(平成11年12月28日高度情報通信社会推進本部決定)及び情報システムに係る政府調達制度の見直しについて(平成14年3月29日情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承。平成16年3月30日最終改定)に基づく掲載
予算及び決算に関する情報	予算及び決算の概要	-
評価等に関する情報	評価結果等	政策評価の結果等
各区分に共通する情報	大臣等記者会見	大臣等記者会見の概要
	報道発表資料	-
	情報公開	情報公開の手続・窓口案内情報

(注1) 本カテゴリーによりがたい場合、適宜変更等は可能とするが、e-Govにおいては、これを基本としてカテゴリー別案内を行う。なお、上表中の 印を付した情報はe-Govにおいて政府全体として一元的・体系的に提供する。

(注2) 掲載期間は、特段の別途の定めがない場合は、公表後3年間を基本とする。

## ホームページの掲載情報の取扱い等に関する表示事項

### 1 掲載情報の取扱い等

掲載情報の著作権に関する記述

掲載情報の利用に関する記述

掲載情報の無断改変禁止に関する記述

掲載情報を用いた行為への責任に関する記述

### 2 その他

ホームページの内容等に関する問い合わせ先

(担当部局課名、電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス等)